

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改 正 案	現 行
<p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関する説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいつ。第一百三十二条第一項第七号において同じ。）</p> <p>二 関する注記に係る事項</p> <p>一四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第一百三十二条 銀行法第二十一條第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 金庫の直近の一事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p>	<p>(特定金庫における計算関係書類の監査)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関する説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。</p> <p>一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいつ。第一百三十二条第一項第六号において同じ。）</p> <p>二 関する注記に係る事項</p> <p>一四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)</p> <p>第一百三十二条 銀行法第二十一條第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一四 (略)</p> <p>五 金庫の直近の一事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p>

口 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といつ。）のうち法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

八 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二一チ (略)

六 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫から受けれる財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一條に規定する賃金をいつ。）に関する事項であつて、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの（信用金庫連合会に限る。）

七 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他該金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第五号において「重要事象等」

口 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といつ。）のうち法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) (4) (略)

八 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二一チ (略)
(新設)

六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他該金庫の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」

じにつ。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

2
(略)

第一百二十三条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の一連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
破綻先債権に該当する貸出金
(1)
(2)
(3)
(4) (略)

ハ・二 (略)

四 報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として金庫若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいつ。)に関する事項であつて、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの(信用金庫連合会及びその子会社等に限る。)

五 (略)

じにつ。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

2
(略)

第一百二十三条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の一連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
破綻先債権に該当する貸出金
(1)
(2)
(3)
(4) (略)

ハ・二 (略)

(新設)

四 (略)

第五百三十五条 金庫は、半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用金庫連合会及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

3 | 信用金庫は、事業年度ごとに、銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該信用金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（第一項に規定する事項を除き、金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第五百三十五条 金庫は、半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 信用金庫連合会は、四半期ごとに、法第八十九条において準用する銀行法第二十一条第七項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

(新設)